



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

定期第700号 令和6年5月7日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
218	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があった件	環境指導課
219	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
220	土地改良区の定款の変更を認可した件	同

徳島県告示第二百十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があつたので、同法第八条第四項及び第十五条第四項の規定により、次のとおり告示し、同法第八条第二項の申請書及び同条第三項の書類並びに同法第十五条第二項の申請書及び同条第三項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名及び住所並びに対象事業の名称及び意見を日本語により記載したもの）を提出することができる。

令和六年五月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 申請者等

1 申請者

- (一) 名称 株式会社明和クリーン
- (二) 住所 三好市山城町大和川六九七番地一
- (三) 代表者の氏名 代表取締役 楠本隆文

2 施設の設置の場所

三好市山城町下川字露口一四七二番ほか四筆

3 施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設並びに同令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる焼却施設

4 施設において処理する廃棄物の種類

一般廃棄物にあつては、可燃ごみ及びし尿汚泥  
産業廃棄物にあつては、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿及び動物の死体

特別管理産業廃棄物にあつては、廃油、廃酸及び廃アルカリ

5 申請年月日

令和六年三月二十六日

二 縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

徳島県生活環境部環境指導課、徳島県西部総合県民局美馬庁舎及び三好市役所

2 縦覧の期間

令和六年五月七日から

令和六年六月六日まで

3 縦覧の時間

午前九時から午後四時まで

三 意見書の提出期限及び提出先

1 意見書の提出期限

令和六年六月二十日。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があれば受け付ける。

2 意見書の提出先

郵便番号七七 一八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県生活環境部環境指導課

電話番号 八八―六二一―二二六八

徳島県告示第二百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年五月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

海部川沿岸土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	和泉文裕	和泉文裕	海部郡海陽町四方原字町東一七一
同	長谷 栄	長谷 栄	大里字飯持一四八
同	大東英治	大東英治	字松原一四 五七
同	春田敏夫		多良字片山三四 一
同	前原寛二	前原寛二	吉野字ヲワン四五
同	鍛冶馬 公	鍛冶馬 公	高園字馳出二 一 一
同	東城 誠	東城 誠	野江字西ノ内一 一 四
同	前田榮二		芝字居内二
同	南谷房彦	南谷房彦	富田字南澤一 一 一
同	田中弘治		大井字大田地四五
同		山田嘉幸	多良字庄田三五 一
同		井口順二	大井字東前一
同		富田まゆみ	字大田地一八
監 事	岩佐正好		四方原字町東二 一
同	伊澤泰豊		大里字松原三五 三六
同	新居利之	新居利之	吉田字中村九 二
同		片島康治	神野字神野前一三四
同		池内 実	四方原字大道東七二
同		大坪潤一	高園字小林一二七

徳島県告示第二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年五月七日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
阿波市阿波町 吉野川北岸土地改良区	令和六年四月十六日